

# 反ダンピング調査手続の問題点

—利用可能な最善情報—

柴山千里

## 1. はじめに

本論文の目的は、反ダンピング調査手続に用いられる「利用可能な最善情報 (Best Information Available: BIA)」(以下, BIA) の原則が、外国企業に資料提出の誘因を持たせるために有用である一方で、高すぎる調査協力費用は、外国企業が調査協力を諦め、その結果、高いダンピング防止税率を実現させ、自国企業の反ダンピング提訴誘因をいたずらに高めることを示すことである。

BIA 原則とは、反ダンピング調査手続において、調査当局に十分な協力がなされていないか、調査当局が調査の妨害があったと判断する場合に、当局が知りうる事実にもとづいて認定を行うという制度である。この制度は手続の迅速かつ円滑な運用のために有用である。しかし、一方で、その運用の問題点も指摘されている。高すぎる調査費用が、外国企業に調査協力を諦めさせる要因となっていることである。この結果、米国では調査当局の調査に占める BIA の採用率が1980年代に比べ90年代に入って18%から50%以上に上昇し、ダンピング防止税率の平均が10%高くなった<sup>1)</sup>。

BIA の採用によるダンピング防止税率の上昇の主な要因は2つ考えられる。調査当局は、被提訴外国企業のダンピングの認定、提訴した国内産業の損害の

---

1) 通商産業省通商政策局編『不公正貿易報告書1995年版』p.178参照。

認定とダンピングとの因果関係の認定を経て、ダンピング・マージン率以下の従価税を賦課することを決定するが、それは、当該調査について提出された資料に基づいている。つまり、提訴企業、被提訴企業は自社の財務状況や市場の状況について知っているが、調査当局は提出資料に依ってしか判断できないという情報の非対称性が存在する。したがって、各企業は自分に有利な結論を導きだすような情報を提出する誘因を持っている。しかし、自分に有利な情報を提出するに際しては、提訴企業は被提訴企業より極めて有利な立場に立っている。提訴企業は、提訴する時期を自ら選ぶことができるので、提出資料を準備する時間的余裕が十分あるのに対して、被提訴企業は、晴天の霹靂とも言うべき提訴後の調査開始決定ののち、短期間で調査当局の要求する資料を要求どおりの様式で提出しなければならない。このための費用は弁護士費用や通常業務の社員を資料提出のために振り向ける機会費用も含めて多額なものになる<sup>2)</sup>。したがって、被提訴企業は、それらの費用を厭い、調査協力に消極的になるかも知れない。この結果、提訴企業に有利な判決が下されてしまう結果に至るのである。要因の第一はこれである<sup>3)</sup>。

要因の第二は、調査当局の姿勢である。調査当局は、被提訴企業が協力的でない場合には、提訴企業の提出した情報の中で、より被提訴企業に不利な情報に基づいて懲罰的なダンピング防止税率を算定する傾向がある。米国では、BIAは、通常、提訴企業が最初に調査を開始してもらうために提出した資料に基づいており、それは被提訴企業にとっては最も不利な情報である<sup>4)</sup>。

調査当局にとって、外国企業から情報を得るために、もし調査協力をしなかった場合に高率のダンピング防止税を賦課するという脅しを掛けることは、理にかなったことである。しかし、問題は、調査費用が極めて高額である場合、その費用負担に耐えられない非提訴企業の調査協力誘因を失わせ、懲罰的な高

2) 数量の大きな対米輸出の場合、弁護士費用は年間100万ドルは必要と言われている。通商産業省通商政策局編『不公正貿易報告書1995年版』p.177参照。

3) 社内機密の漏洩を厭って、資料提出を拒否するという理由も指摘されている。Bovard [1991] 第5章参照。

4) これらの実例については Bovard [1991] 第5章参照。

率のダンピング防止税を賦課することになるために、ダンピングではない場合にも自国企業にダンピング提訴をする誘因を与えることである。予め調査に協力できない外国企業が提訴されるケースが増大すれば、調査に占める BIA 採用率が上昇し、その結果、BIA に基づく高率のダンピング防止税率が算定されてしまうであろう。

以下では、反ダンピング調査手続を逐次手番ゲームとし、BIA の効果を検討して行くことにする。

反ダンピング調査手続を逐次手番ゲームとして分析した先行文献としては、なぜ反ダンピング調査手続の途中で提訴企業が提訴を取り下げるのかを分析した Prusa [1992] が挙げられる。Prusa [1992] は、暫定クロ決定の後、確定税が課される確率が低い場合には、自国企業と外国企業が交渉によって価格を引き上げることが双方にとって利益をもたらすことを示した。本論文では、単純化のため、価格約束による終結の場合を除外しているが、BIA の効果を分析する限りにおいては、問題はないと思われる。

以下、第 2 章では調査手続をモデル化し、第 3 章では BIA の分析を行い、第 4 章で結論を述べる。

## 2. ダンピング調査手続

自国市場において自国企業と外国企業がクールノー複占競争を行っているとする。自国企業は、この均衡価格においては、外国企業はダンピングを行っており、自社は外国企業がダンピングをしなければ本来得られたであろう利潤を獲得できなかったとして、外国企業を自国の調査当局に提訴する。これを受けて、自国の調査当局は調査を開始することを公示し、自国企業および外国企業に資料提出を要求する。自国企業は、資料提出に要する費用を勘案した上で提訴に踏み切ったので、資料提出には全面的に協力する筈である。外国企業は、調査当局に資料を提出するかどうか決定する。調査当局は提出された資料をもとに、外国企業に対してダンピング・マージン率に等しい従価税を賦課するか

どうかを決定する。その決定を所与として、自国企業および外国企業は市場で競争を行う。以下では、具体的にモデルを設定して行こう。

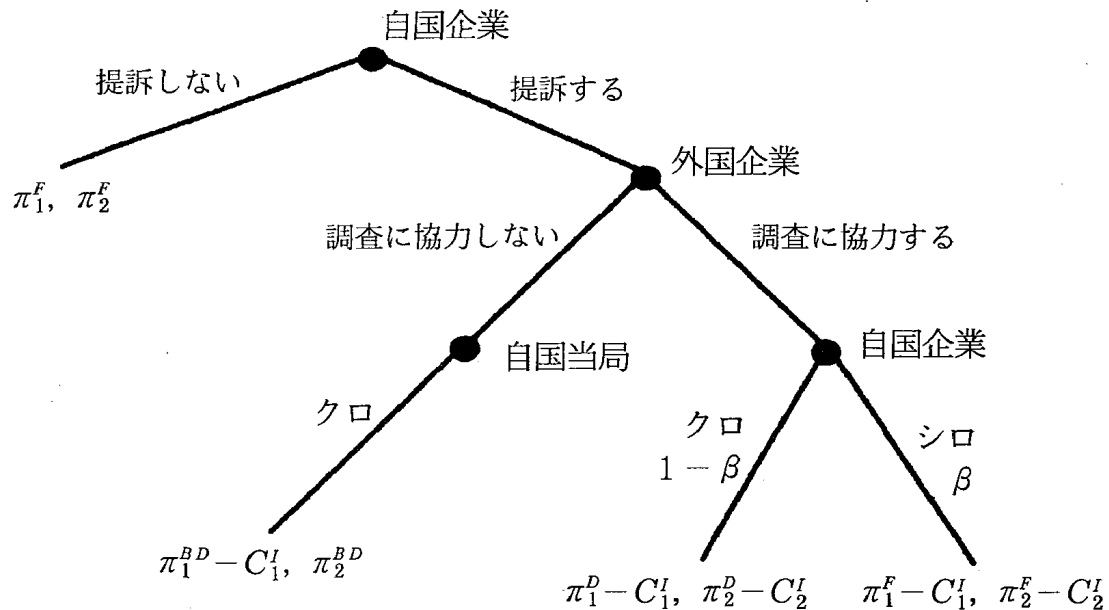


図 1

図1は、反ダンピング調査手続を展開型で示したものである。 $\pi_i^F$  ( $i = 1, 2$  ただし、1は自国企業、2は外国企業を示す)は、ダンピング防止税が外国企業に賦課されたなかった場合に、その後の競争における均衡で各企業が獲得する利潤を示したものである。調査の協力にあたり、自国企業および外国企業は  $C_i^I$  ( $i = 1, 2$ ) だけの費用がかかることとする。自国企業は、提訴時点で調査に拘る費用も折り込み済で提訴することが利益になると判断しているならば提訴し、そうでなければ提訴しない。自国企業が提訴した場合、調査が開始され、調査当局の調査資料提出の要請に対して、外国企業は、調査に協力して自由貿易下の価格が正当であり、自国企業が何ら損失を被っていないことを証明する費用を負担するか、調査に拘る費用を節約し、BIAに基づいた結論を是認するか決定しなければならない。もし、外国企業が調査に協力した場合、 $1 - \beta$ の確率でクロ認定を受け、ダンピング防止税を課される。 $\beta \in [0, 1]$ の値は共有知識であると仮定する。クロ認定を受けた場合、その後の競争における均衡

で各企業の獲得する利潤は、 $\pi_i^D (i = 1, 2)$  で示される。もし、外国企業が調査に協力しなかった場合、自国政府は全面的に自国企業の資料を利用して認定を下すため、外国企業はクロ認定を受け、ダンピング防止税を課される。この場合、各企業の利潤は  $\pi_i^{BD} (i = 1, 2)$  で示される。

ここで、反ダンピング調査手続ゲーム終了後の各企業の利潤に関して言及しよう。当該財の自国市場における需要は、逆需要関数  $P(Z)$  によって示され、 $P'(Z) < 0$  と仮定する。当該市場の需要は、自国企業および外国企業の生産量  $x_1, x_2$  によって満たされているものとする。自国企業および外国企業は、当該市場への供給のための生産に際して費用が  $C_1(x_1), C_2(x_2)$  だけかかり、 $C'_i(x_i) > 0, C''_i(x_i) > 0 (i = 1, 2)$  と仮定する。これより、自国企業および外国企業の利潤関数は以下のように示すことができる。

$$(1) \pi_1(x_1, x_2) = P(Z)x_1 - C_1(x_1)$$

$$(2) \pi_2(x_1, x_2, t) = \frac{P(Z)}{1+t}x_2 - C_2(x_2)$$

ただし、 $t \in [0, \infty)$  は従価ダンピング防止税率であり、自由貿易下では0である。これらの利潤関数は、以下の条件を満たすものとする。

$$(3) \pi_1^1 = P(Z) + P'x_1 - C'_1(x_1) = 0$$

$$(4) \pi_{11}^1 = 2P' + P''x_1 - C''_1(x_1) < 0$$

$$(5) \pi_2^2 = \frac{P(Z)}{1+t} + \frac{P'}{1+t}x_2 - C'_2(x_2) = 0$$

$$(6) \pi_{22}^2 = \frac{2P'}{1+t} + \frac{P''}{1+t}x_2 - C''_2(x_2) < 0$$

以上の条件は、各企業の利潤関数が自己の生産量に関して厳密に凹であることを保証する。また、利潤関数は次の条件を満たす。

$$(7) \pi_{12}^1 = P' + P''x_1 < 0, \quad \pi_{21}^2 = \frac{P'}{1+t} + \frac{P''}{1+t}x_2 < 0$$

$$(8) \pi_{11}^1 < \pi_{12}^1, \quad \pi_{22}^2 < \pi_{21}^2$$

以上の条件は、各企業の生産量はライバルに対して戦略的代替関係にあり、反応関数  $r_1(x_2), r_2(x_1, t)$  の傾きの絶対値が1より小さいことを保証する。これらの仮定は、各企業の反応関数が右下がりであり、その交点である均衡は一意に決まり、大域的に安定であることを意味する。

以上より、関税率 $t$ が与えられたもとでの均衡生産量の組み合わせ  $(x_1(t), x_2(t))$  は、次の条件を満たす。

$$x_1(t) = r_1(x_2(t)), \quad x_2(t) = r_2(x_1(t), t)$$

ただし、自由貿易下においては、 $t = 0$  であるから、均衡生産量の組み合わせ  $(x_1^F, x_2^F)$  は次の条件を満たす。

$$(9) \quad x_1^F = r_1(x_2^F), \quad x_2^F = r_2(x_1^F, 0)$$

自国企業および外国企業は、当初、自由貿易下において競争しており、その均衡生産量  $x_1^F, x_2^F$  および均衡価格  $P(Z^F) = P(x_1^F + x_2^F)$  を知っている。

提訴する場合、自国企業は、外国企業はダンピングを行っており、本来外国企業がつけるべき価格は  $\bar{P} > P(Z^F)$  であり、その価格を付けなかったことによって自国企業は供給量、利潤において損害を受けたとして、自国の調査当局に資料提出する。自国企業は、可能である限り高い  $\bar{P}$  をつける誘因を持つ。何故なら、もし外国企業が調査に協力しない場合に自国企業に有利な情報によってダンピング防止税が算定されるかも知れないと考えるからである。

これを受けて、調査当局は調査開始を公示し、自国企業および外国企業に資料の提出を要請する。先に述べたように、自国企業は、提訴時点で既に調査に拘る費用も折り込み済で提訴することが利益になると判断しているので、調査に協力する。外国企業は、調査に協力して自由貿易下の価格が正当であり、自国企業が何ら損失を被っていないことを証明する費用を負担するか、調査に拘る費用を節約し、BIAに基づいた結論を是認するか決定しなければならない。

調査当局は、提出された資料をもとにダンピングの有無と自国企業の損害認定を行う。ダンピングは、正常価額から輸出価格を引いて、その値が輸出価格の2%以上であるなら、その存在が認定される<sup>5)</sup>。正常価額とは、外国企業が本国において通常の商取引によって第三者に売り渡した価格もしくはそれが無い場合には、第三国への売渡価格か、製造原価、販売一般管理費、適正利潤

5) ダンピング・マージンが非常に小さい場合は、ダンピングありと設定されない。

Agreement on Implementation of Article VI of the General Agreement on Tariffs and Trade 1994 Article 5 § 5.8

を足し合わせた構成価額を用いる。このモデルでは、外国企業は自国市場にのみ供給しているので、自国の調査当局は、構成価額を用いていることとしよう。輸出価格とは、外国企業が自国市場において第三者に売り渡した価格を言う。

もし、外国企業が調査に協力するなら、正常価額  $P_N$  は、 $P(Z^F) \leq P_N \leq \bar{P}$  の範囲内で決定される。そして外国企業の  $P_N - P(Z^F)$  が正の値で  $P(Z^F)$  の 2% 以上であるなら、ダンピングが行われたことが認定される。また、そのダンピングが存在することによって、さもなければ得られた利潤が算定され、損害が認定される。この 2 つの要件が満たされたとき、調査当局はダンピング・マージン率すなわち  $t_D = \frac{P_N - P(Z^F)}{P(Z^F)}$  だけを外国企業に課税することを決定する。

もし、外国企業が調査に協力しないのであれば、調査当局は BIA にもとづき、自国企業の資料を全面的に利用して認定を行う。したがって、外国企業はクロ認定され、 $t_{BD} = \frac{P - P(Z^F)}{P(Z^F)}$  だけの課税を被ることとなる。

ダンピング防止税が賦課されたかった（自由貿易の）場合と調査協力してダンピング防止税が賦課された場合、調査協力せず BIA に基づいてダンピング防止税が課された場合の均衡におけるそれぞれの利潤は、次の関係を持つ。

$$(10) \quad \pi_1(x_1^F, x_2^F) = \pi_1^F < \pi_1(x_1(t_D), x_2(t_D)) = \pi_1^D \\ \leq \pi_1(x_1(t_{BD}), x_2(t_{BD})) = \pi_1^{BD}$$

$$(11) \quad \pi_2(x_1(t_{BD}), x_2(t_{BD}), t_{BD}) = \pi_2^{BD} \\ \leq \pi_2(x_1(t_D), x_2(t_D), t_D) = \pi_2^D < \pi_2(x_1^F, x_2^F) = \pi_2^F$$

以下これを証明しよう。まず、自国企業に関する利潤の大小関係を検討しよう。

自由貿易から関税を賦課したときの自国企業の利潤変化は、

$$(12) \quad \Delta \pi_1 = (P(Z) - C'_1) \Delta x_1 + x_1 \Delta P(Z)$$

である。

図 2 は、自国企業および外国企業の自由貿易下およびダンピング防止税  $t_D$  を外国企業が賦課された場合の均衡生産量を示している。ダンピング防止税  $t_D$  を賦課された外国企業の反応関数は、自由貿易下におけるものより内側にシフトし、自国企業の自由貿易下の反応関数との交点によって均衡生産量は決

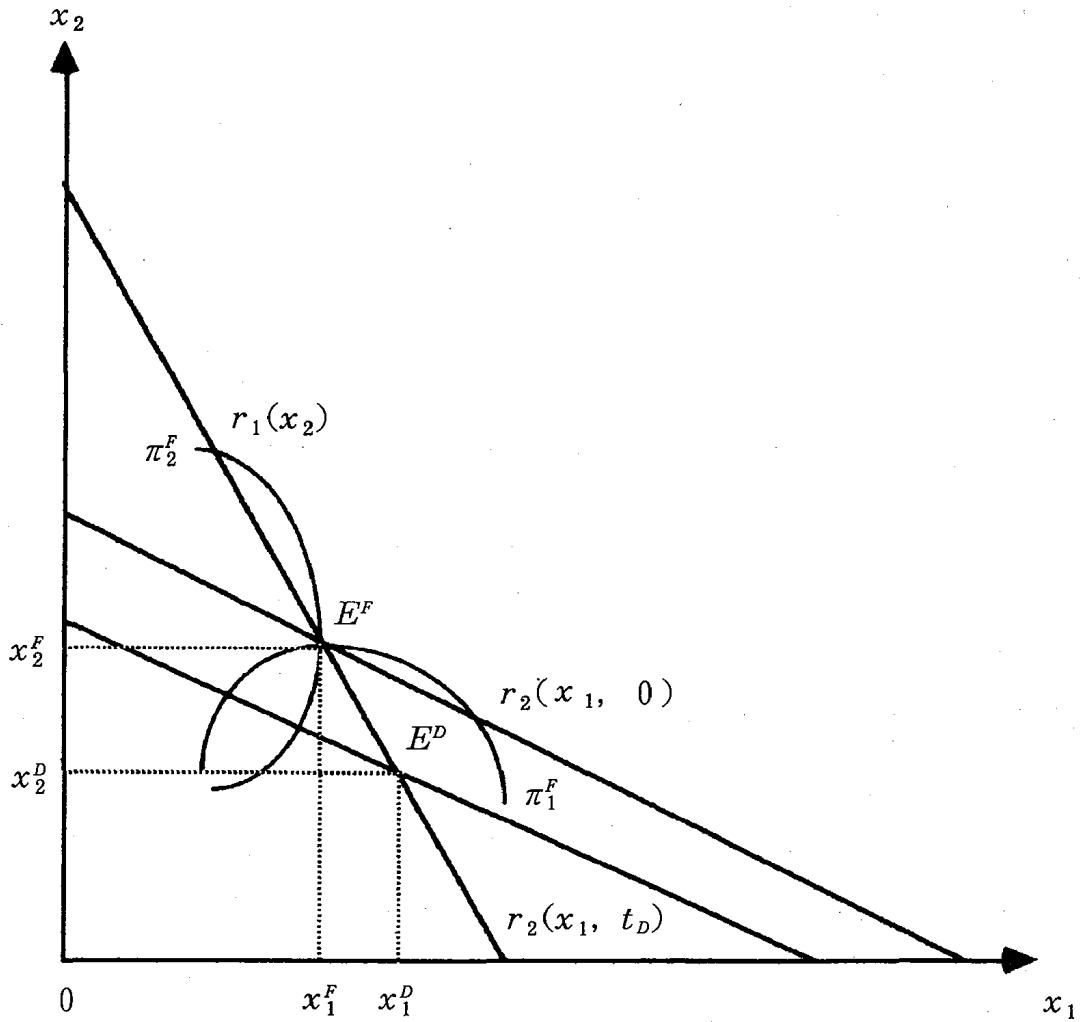


図 2

定する。すなわち、関税賦課によって、自国企業の生産量は増大し、外国企業の生産量は減少する。そして、均衡価格も上昇する。何故なら、自国企業の生産量は、自国企業の反応関数上を横軸側に移動したのであるから、 $\Delta x_1 = r'_1 \Delta x_2 > 0$ である。また、生産が行なわれている限り、 $P(Z) - C_1 > 0$ である。 $\Delta Z = (1 + r'_1) \Delta x_2$ であり、 $\Delta x_2 < 0$ および反応関数は1より小さいことから、 $\Delta Z < 0$ が導き出される。これより、 $\Delta P(Z) = P' \Delta Z > 0$ である。以上よりダンピング防止税賦課による自国企業の利潤は、自由貿易に比べ増大する。

もし  $t_D = t_{DB}$  であれば、 $\pi_1^D = \pi_1^{BD}$  である。 $t_D < t^{BD}$  の場合には、 $t_D$  のもとでの外国企業の均衡生産量が0であれば、 $\pi_1^D = \pi_1^{BD}$  で、自国企業は独占者になる。正であれば、 $\pi_1^D < \pi_1^{BD}$  になる。これを示すために、 $\pi_1^D$  から限界的に関税を引き



上げたときの利潤変化を検討しよう。

$$(13) \quad \frac{d\pi_1^P}{dt} = \frac{\partial \pi_1^P}{\partial x_1} \cdot \frac{dx_1}{dt} + \frac{\partial \pi_1^P}{\partial x_2} \cdot \frac{dx_2}{dt} = \frac{\partial \pi_1^P}{\partial x_2} \cdot \frac{dx_2}{dt} = x_1^D P' \frac{dx_2}{dt}$$

ただし、包絡線定理を用いた。 $\frac{dx_2}{dt}$ は、(3)式および(5)式を全微分して0と等しいとおき、これを行列表示に直してクラメールの公式を用いることによって導きだされる。(3)式および(5)式を全微分して0と等しいとおいたときの行列表示は、以下のように示される。

$$(14) \quad \begin{pmatrix} \frac{d\pi_1^P}{dt} \\ \frac{d\pi_2^D}{dt} \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} \pi_{11}^P & \pi_{12}^P \\ \pi_{21}^D & \pi_{22}^D \end{pmatrix} \begin{pmatrix} \frac{dx_1}{dt} \\ \frac{dx_2}{dt} \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} 0 \\ \frac{P(Z) \left\{ 1 - \frac{1}{\varepsilon} \cdot \frac{x_2}{Z} \right\}}{(1+t_D)^2} \end{pmatrix}$$

ただし、 $\varepsilon = -\frac{\ln Z}{\ln P(Z)}$  であるとし、 $\varepsilon > 1$  と仮定する。 $\frac{x_2}{Z} < 1$  であるこ

とから、 $\frac{P(Z) \left\{ 1 - \frac{1}{\varepsilon} \cdot \frac{x_2}{Z} \right\}}{(1+t_D)^2} > 0$  である。 $\frac{P(Z) \left\{ 1 - \frac{1}{\varepsilon} \cdot \frac{x_2}{Z} \right\}}{(1+t_D)^2} = B$  と

おくと、クラメールの公式より、

$$(15) \quad \frac{dx_1}{dt} = \frac{-B\pi_{12}^P}{A} > 0, \quad \frac{dx_2}{dt} = \frac{B\pi_{11}^P}{A} < 0$$

ただし、 $A = \pi_{11}^P \pi_{22}^D - \pi_{12}^P \pi_{21}^D$  であり、(8)式よりAは正である。また、(7)式を用いた。(15)式より、(13)式の値は正になり、 $t_D < t_{BD}$  の場合には、 $t_D$  のもとで外国企業の均衡における生産量が正であれば、 $\pi_1^D < \pi_1^{BD}$  になる。

次に、(11)式を証明しよう。ダンピング防止税  $t_D$  賦課によって、外国企業の利潤変化は次のように示される。

$$(16) \quad \begin{aligned} \Delta \pi_2 &= \pi_2^D - \pi_2^F \\ &= \frac{P(Z^D)}{1+t_D} x_2^D - C(x_2^D) - P(Z^F) x_2^F + C(x_2^F) \\ &< P(Z^F) \left\{ \frac{x_2^D}{1+t_D} - x_2^F \right\} - C(x_2^D) + C(x_2^F) \\ &< P(Z^F) \{x_2^D - x_2^F\} - C(x_2^D) + C(x_2^F) \\ &= \{P(Z^F) - C'\} \Delta x_2 \end{aligned}$$

$\Delta x_2 < 0$  より、(16)式は負である。これより、 $\pi_2^D < \pi_2^F$  である。

もし  $t_D = t_{BD}$  であれば、 $\pi_2^D = \pi_2^{BD}$  である。 $t_D < t_{BD}$  の場合には、 $t_D$  のもとで、外国企業の均衡における生産量が 0 であれば、 $\pi_2^D = \pi_2^{BD} = 0$  である。正であれば、 $\pi_2^D > \pi_2^{BD}$  になる。これを示すために、 $\pi_2^D$  から限界的に関税を引き上げたときの利潤変化を検討しよう。

$$(17) \quad \frac{d\pi_2^D}{dt} = \frac{\partial \pi_2^D}{\partial x_1} \cdot \frac{dx_1}{dt} + \frac{\partial \pi_2^D}{\partial x_2} \cdot \frac{dx_2}{dt} + \frac{\partial \pi_2^D}{\partial t}$$

$$= \frac{\partial \pi_2^D}{\partial x_1} \cdot \frac{dx_1}{dt} + \frac{\partial \pi_2^D}{\partial t} = x_2^D P' \frac{dx_1}{dt} - \frac{P(Z^D)}{(1+t_D)^2}$$

(15)式より、 $\frac{dx_1}{dt} > 0$  であるから、(17)式の値は負である。したがって、 $t_D < t_{BD}$  の場合には、 $t_D$  のもとで、外国企業の均衡における生産量が正であれば、 $\pi_2^D > \pi_2^{BD}$  になる。

### 3. BIA の効果

第 2 章の検討を踏まえて、外国企業が調査に協力する条件を検討しよう。それは、以下の式が満たされるときである。

$$(18) \quad \pi_2^{BD} \leq \beta \pi_2^F + (1 - \beta) \pi_2^D - C_2^I$$

これを变形して、

$$(18)' \quad C_2^I \leq \beta (\pi_2^F - \pi_2^D) + \pi_2^D - \pi_2^{BD}$$

$\pi_2^F > \pi_2^D$  および  $\pi_2^{BD} \leq \pi_2^D$  より、右辺の値は非負である。外国企業が調査に協力する誘因を持つ場合は次のような場合である。 $\beta > 0$  か  $\pi_2^{BD} < \pi_2^D$  の少なくとも一方が成立すれば、右辺の値は正になり、調査協力費用が右辺を下回るような適当な額であれば、外国企業は常に調査に協力する誘因を持っている。したがって、このような場合は、BIA は外国企業に調査協力を促すために有効であろう。

一方、外国企業が調査に協力しない場合は、2つの可能性がある。第一は、調査に協力してもシロになる確率  $\beta$  が 0 であり、しかも  $\pi_2^{BD} = \pi_2^D$  である場合である。このとき、(18)' 式の右辺は 0 になり、外国企業が調査に協力する誘因は

ない。このような状況は、外国企業が大きなダンピング・マージンでダンピングしており、調査に協力しても  $\max_{x_2} \pi_2(x_1, x_2, t_D) = 0$  となるようなダンピング防止税率  $t_D$  を賦課されるような場合に起こりうる。

外国企業が調査に協力しない場合の第二の可能性は、調査協力を莫大な費用がかかることである。この場合、(18)' 式の左辺が右辺を凌駕すれば、外国企業は調査協力をする誘因を持たない。さらに、もし  $C_2^I > \pi_2^f - \pi_2^{BD}$  となるほど調査協力費用が大きい場合、外国企業は調査協力すればシロになるとしても、そうしないであろう。その結果、外国企業は、高率のダンピング防止税を賦課されることとなる。一方、提訴時点でこのような状況を知っている自国企業は、もし外国企業が調査に協力するのであれば決して提訴しないが、そうしないと確信しているので、 $C_1^I \leq \pi_1^{BD} - \pi_1^f$  であるかぎり提訴するであろう。このように、外国企業にとって調査協力費用が極めて高額である場合、BIA は、現実にはシロであるような企業にクロ認定の烙印を押し、高率のダンピング防止税を被る結果に陥らせる可能性を持つのである。

#### 4. おわりに

反ダンピング調査手続における BIA の効果を極めて単純化したモデルにおいて検討したが、そのために調査協力費用、ダンピング防止税率、シロになる確率などが、意思決定時点で各企業がわかっているという強い仮定をおいている。しかし、これはそれほど非現実的ではない。自国企業は提訴時点で、外国企業は調査開始時点で、弁護士に相談することによって過去の事例や費用について情報を入手出来るため、調査協力費用が自分自身や相手企業にとっていくらかかるかある程度わかるであろうし、このケースがどの程度勝算があるかについてある程度の信念が形成されるであろう。また、自国企業が提訴時点で提出した資料は公開されるため、 $\bar{P}$  は双方の企業が意思決定時点でわかっている。市場の状況は、各企業が熟知しているはずであるから、 $t_{BD}$  は各企業の意思決定時点で計算できるであろう。 $t_D$  に関しては、外国企業は自分の企業の財務状

況や市場の状況を知っているから、意思決定時点である程度算定できるであろう。そして、自国企業は、提訴時の資料提出のために外国企業の財務状況について調べているから、 $t_0$ に関してある程度予想がつくであろう。

BIA は、反ダンピング調査手続を円滑に進めるために必要な原則であるかもしれない。しかし、外国企業にとって調査協力の費用負担が極めて大きい場合には、外国企業が調査協力をしないことを知っている自国企業の提訴によって、いたずらにクロ認定企業を増やすという弊害を生じさせる可能性があることを十分に認識する必要がある。

#### 参 考 文 献

- Bovard, James [1991] "*Fair trade fraud*", St. Martin's Press Inc. (佐藤英夫訳 [1992] 『アメリカ貿易は公正か—知らざる保護主義の全貌』日本経済新聞社)
- Brander, James A. and Barbara J. Spencer [1985] "Export subsidies and international market share rivalry", *Journal of International Economics* 18: 83-100.
- 清野一治・柴山千里 [1993] 「国際寡占とダンピング—市場独立vs.連動的ダンピング認定」日本経済研究No.24.
- 公正貿易センター [1990] 『比較主要国アンチ・ダンピング法—法令・運用および問題点について (手続編・上)』公正貿易センター
- Prusa, Thomas J. [1992] "Why are so many antidumping petitions withdrawn?", *Journal of International Economics* 33: 1-20.
- 通商産業省通商政策局編 [1995] 『不公正貿易報告書1995年版』通商産業調査会出版部